

第5回（令和6年11月11日）

政治倫理審査会会議録

福島県南相馬市議会

# 南相馬市議会議員政治倫理審査会会議録

1 日時 令和6年11月11日(月)

2 場所 市役所本庁舎 4階 議員控室

3 会議時間 開会 午前10時00分  
閉会 午後 0時20分

4 出席委員(9人)

|     |       |      |       |    |       |
|-----|-------|------|-------|----|-------|
| 委員長 | 太田 淳一 | 副委員長 | 田中 京子 | 委員 | 大岩 常男 |
| 委員  | 中川 庄一 | 委員   | 鈴木 昌一 | 委員 | 今村 裕  |
| 委員  | 小川 尚一 | 委員   | 渡部 寛一 | 委員 | 志賀 稔宗 |

5 欠席委員  
なし

6 説明のため出席した者の職氏名  
なし

7 担当書記 門馬 哲也

8 本日の会議に付した事件

- (1) 審査
- (2) 次回の審査会日程について
- (3) その他

9 署名 委員長 太田 淳一

○委員長（太田淳一君）

ただいまから政治倫理審査会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しております。

傍聴希望されている方がみえておりますのでこれを許可したいと思います。

これより議事に入ります。

お諮りいたします。

審査の順序については、お手元に配布してございます、審査順序表のとおり行ないたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よって、審査の順序については、審査順序表のとおり行うことに決しました。

『（１）審査』を行います。

前回の意見を踏まえ報告書(案)を作成し、タブレットに確認をしてあります。

本日は各委員各位より本報告書(案)に対する意見をいただきたいと思ひます。

まず初めに附帯意見を除く部分について、事務局より説明をお願いします。

○事務局次長（門馬哲也君）

それでは配付しております審査結果報告書（案）の方をお開きいただきたいと思ひます。

最初の1ページ目につきまして御説明を差し上げます。

令和6年10月3日付で審査の付託を受けた件について、下記のとおり報告します。

1 審査対象議員の氏名 郡俊彦議員

2 審査の結果 南相馬市議会議員政治倫理条例第4条第1号に対し違反が認められる。

3 審査の意見

審査対象議員が令和6年7月7日及び令和6年7月14日に発行したわだい並びに令和6年8月4日に発行した郡俊彦の市政報告の紙面中、

（１）南相馬市議会議長が発言取り消しを命じた不穏当発言を掲載したことは、地方自治法第129条に定める議長の議場の秩序維持権を軽視するとともに、南相馬市議会が定めた南相馬市議会会議規則第89条の会議録には議長が取消しを命じた発言は掲載しないという規定の意義を無視するととれる行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない。

（２）令和6年7月1日の南相馬市議会本会議において、全会一致で議決された自らの出席停止1日間の懲罰議案に対し、抗議しますという言辞を用いて掲載したことは、自らが所属する南相馬市議会の意思決定である議決に対する批判を公然と行ったに等しく、南相馬市議会の尊厳を損なう行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない。

という案を作成しております。(1) (2)について、このような案でございますが、御意見などいただきながら、必要に応じて修正等を図っていきたくと考えております。

○委員長（太田淳一君）

ただいま事務局より説明をいただきました。

委員各位の意見をいただく前に確認をしておきたいと思っております。本報告書(案)の『3 審査会の意見』に記載のある内容が、仮にこのまま決定した場合、議長が取消しを命じた不穏当発言、あるいは議決された議案の批判を自身の発行物等に記載した場合は、政治倫理条例の基準に反するということが明確になる、いわば先例、具体的な基準となるものであります。それらを踏まえ文言についても十分精査していきたくと思っております。

ここで暫時休憩します。

午前10時 5分 休憩

午前11時24分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開します。

ただいま休議の中で、各委員の皆様から御意見を賜りましたことを委員長の方でまとめさせて読み上げたいと思っております。

『3 審査会の意見』の(1)の部分については、「南相馬市議会議会運営委員会で認定し、議長が発言取消しを命じた不穏当発言を掲載したことは、地方自治法第129条に定める議長の議場の秩序維持権を軽視するとともに、南相馬市議会が定めた南相馬市議会会議規則第89条の会議録には議長が取消しを命じた発言は掲載しないという規定の意義を無視する行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない」。

(2)については、「令和6年7月1日の南相馬市議会本会議において、自らの出席停止1日間の懲罰議案が全会一致で議決され、議長の命令で退席したにも関わらず、抗議しますという言辞を用いて掲載したことは、自らが所属する南相馬市議会の意思決定である議決に対する批判公然と行ったもので、南相馬市議会の権威を貶めるる行為であり、南相馬市議会議員として著しく品位と名誉を損なう行為と言わざるを得ない」というふうにまとめさせていただきたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

では、このように審査会の意見についてはしたいと思っております。

次に、附帯意見(案)について事務局より説明をお願いします。

休議します。

午前11時26分 休憩

午前11時27分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開します。

○事務局次長（門馬哲也君）

それでは、裏面の附帯意見のところをご覧いただきたいと思います。

前回の政治倫理審査会の中で、委員各位から意見のあったものをまとめたものでございます。

読み上げます。

「南相馬市議会議員政治倫理審査会は郡俊彦議員に係る審査結果報告書を議長へ提出するにあたり、次の通り意見を付する。

1 必要と認める措置について

（１）南相馬市議会議員政治倫理条例第 12 条第 2 項において、「議長は審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守り市民の信頼を回復するため必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、審査対象議員が措置を自ら講じないときを待たずに、議長において、同様の事案が繰り返されることのないよう審査対象議員に対し注意喚起を求める。

（２）議長において、審査対象議員の次回発行物に本審査会の結果及び理由を掲載するよう求めること。

2 南相馬市議会議員政治倫理条例の改正について

南相馬市議会議員政治倫理審査会で政治倫理基準が違反すると認められた場合の必要な措置について、条例に具体的な措置の規定がされていない。

今後条例に違反すると認められた時、事案に対し、公平かつ適正な運用を図るためには、当該条例に具体的な措置を定めておく必要がある。

3 会派等発行物等への政務活動費の支出について

南相馬市議会議員政治倫理審査会で政治倫理基準に違反すると認められた会派等発行物等について、政務活動費から支出する場合の取り扱いを定めておく必要がある。」

以上を附帯意見として記載させていただきました

○委員長（太田淳一君）

休議します。

午前 11 時 29 分 休憩

午前 11 時 55 分 再開

○委員長（太田淳一君）

再開いたします。

ただいま休議中の中で、各委員の皆様から御意見のありました内容について、まとめさせていただきたいと思います。

附帯意見の部分についてであります。まず、『1 必要と認める措置について』は、「南相馬市議会議員政治倫理条例第 12 条第 2 項において、「議長は審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、議会の名誉と品位を守る市民の信頼を回復するために

必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、審査対象議員が措置を自ら講じないときを待たずに、議長において、同様の事案が繰り返されることのないよう審査対象議員に対し、指導及び注意喚起を求める。

次の(2)でありますけれども、これは削除いたします。

次の『2 南相馬市議会議員政治倫理条例の改正について』及び『3 会派等の発行物等への政務活動費の支出について』は、このまま原案のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

○委員（今村裕君）

(1)に丸1個しかないのね。この5行の文章に対して、丸が1個しかないわけです。字面的に、例えば、「講ずるものとする」とされている。しかし、審査対象議員が」とかってやった方が読みやすいかなと思ったわけです。この5行が全部1つの丸ですから。

○委員長（太田淳一君）

ただいま今村委員の方から若干文章が長すぎるのではないかというような御意見がありまして、カギ括弧の「必要な措置を講じるものとされている。」「が、」を取りまして「。」で、「しかし、」は必要ですね。「しかし、」を追加して、「しかし、審査対象議員が」というふうに文言を修正するというので、これに御異議ございますか。

休議します。

午前11時58分 休憩  
午後 0時 9分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開いたします。

ただいま休議中並びに再開後意見がございました。それをまとめさせていただきます。

『1 必要と認める措置について』の(1)でありますけれども、「南相馬市議会議員政治倫理条例第12条第2項において、「議長は審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、(中略)必要な措置を講ずるものとする」とされている。しかし、対象議員が措置を自ら講じないときを待たずに、議長において、同様の事案が繰り返されることのないよう審査対象議員に対し指導及び注意喚起を求める。」ここに付け加えまして、政治倫理条例第12条第1項と第2項を抜粋という形で後段に掲載するというような内容でということで、この修正について御異議ございませんか。

○委員（今村裕君）

(1)南相馬市議会議員政治倫理条例第12条第2項においてというか、書いてあるでしょう、ここに。「議長は審査対象議員が前項の措置を自ら講じないときは、必要な措置を講ずる」と中抜きするわけでしょ。ここに第2項においてと書いてあったとすれば、わざわざ消す必要ないよね。要するに、第1項、第2項を前段において、第12条第1項何々、第2項何々で、以上のことから議長は審査対象議員の云々とやって続けた方がスマートでない。最初に置いて、「以上のことから、議長は審査対象議員が前項の措置を講じないときは」とやった方がスマートのような気がするんです。

○委員長（太田淳一君）  
休議します。

午後 0時11分 休憩  
午後 0時15分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開いたします。

ただいま休議中に御意見がございまして、委員長の方でまとめさせていただきます。

附帯意見の1の(1)の部分であります。まず政治倫理条例の第12条第1項、第2項を前段に全文を載せた上で、「しかしながら、審査対象議員が措置を自ら講じないときを待たずに、議長において、同様の事案が繰り返されることのないよう審査対象議員に対し指導及び注意喚起を求める」というふうにまとめさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

よってそのように修正いたします。

なお、議長に提出する審査報告書の字句等の整理については、委員会に準じ委員長に一任願いたいと思います。また、報告書の議長への提出についても委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（太田淳一君）

御異議なしと認めます。

休議します。

午後 0時16分 休憩  
午後 0時18分 再開

○委員長（太田淳一君）

それでは再開いたします。

なお、南相馬市議会議員政治倫理条例第11条第2項の規定に基づき、報告書を議長に提出した後、議長は審査請求代表者及び審査対象議員に審査結果を通知するとともに、議会だより及び市議会ホームページにより、その要旨を公表することになります。

また、同条第3項の規定により、審査対象議員は通知を受けてから14日以内に意見書を議長へ提出できることとなっており、当該意見書も審査報告書同様公表することとなりますのでご承知おきください。

次に、『2 次回の審査会日程について』ですが、本日を最終回といたします。

なお、条例第7条第3項の規定により、委員の皆様の任期は、議長に対し、その結果を報告するまでの期間とされておりますのでご承知おきください。

次に、『3 その他』に入りますが、皆様から何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(太田淳一君)

なければ、以上で政治倫理審査会を閉会といたします。

午後 0時20分 閉会